

本書113頁～115頁に誤りがありました。赤字のごとく訂正しお詫び致します。

■ 対象事件について新たに設けられた弁解録取書の様式 ■

(乙)

弁 解 録 取 書

住 居

職 業

氏 名

年 月 日生 ( 歳)

本職は、 年 月 日午 時 分ころ、 警察署

において、上記の者に対し、 記載の犯罪事実の要旨及び

弁護人を選任することができる旨を告げるとともに

1. 引き続き勾留を請求された場合において貧困等の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求できる旨

2. 裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨

3. その資力が50万円以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨

を教示し、さらに、**弁護人又は弁護人となろうとする弁護士と接見したいことを申し出れば、直ちにその旨をこれらの者に連絡する旨を告げた上、弁解の機会を与えたいところ、任意次のとおり供述した。**

【弁解録取書の結びの記載は、次の書式による。】 ㊦

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。

前 同 日

警 察 署

司法警察員 ㊦

○ ○ ○ 警 察

本書式は、刑事訴訟法第37条の2第1項に規定する事件について用いる。

ての弁解録取書の様式が定められ、教示に関する記載が弁解録取書に設けられました。<sup>(※2)(※3)</sup>また、被疑者が教示を受けて国選弁護人の選任を希望する旨の意思表示をした場合には、その旨も弁解録取書に記載します。

教示しなければならない事項は、次のとおりです。アは本章Q3で述べた実体的要件、イ及びウは本章Q4の手続的要件に相当する事項ですが、教示に当たる警察官としては、被疑者がこれらの要件や手続を正しく理解できるよう配慮することが重要です。

ア 引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨

イ 裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨

ウ その資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨

※1 例えば、傷害罪で逮捕した後に被害者が死亡したため被疑者を傷害致死罪で送致するような場合です。

※2 弁解録取書の様式が2種類になりましたので、取り違えないように注意することが必要です。

※3 なお、平成20年の犯罪捜査規範の一部改正等により、被疑者を逮捕し、弁解を録取するに当たっては、本文中に述べたもののほか、次の教示及び告知をしなければならないこととされました(犯罪捜査規範 130条3項等)。これを受けて、弁解録取書の様式が改正されました。

1 対象事件以外の事件について被疑者を逮捕し、その弁解を録取する場合においては、弁護人を選任できる旨を告げるに当たり、刑事訴訟法209条において準用する同法78条1項の申出ができること、すなわち「弁護人がない場合に自らの費用で弁護人を選任したいときは弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定してその申出ができること」を教示すること。

2 対象事件かどうかにかかわらず、被疑者を逮捕し、その弁解を録取するに当たっては、取調べ中に弁護人又は弁護人になろうとする弁護士と接見したい旨の申出があれば直ちにその旨をこれらの者に連絡する旨を告げること。

## 参照条文

### 刑事訴訟法

(弁護人選任の時期、選任権者)

**第 30 条** 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

(被疑者の国選弁護)

### 第 37 条の 2

2 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

(司法警察員の手続、検察官送致の時間の制限)

### 第 203 条

3 司法警察員は、第 37 条の 2 第 1 項に規定する事件について第 1 項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第 37 条の 3 第 2 項の規定により第 31 条の 2 第 1 項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

(司法警察員から送致を受けた検察官の手続・勾留請求の時間の制限)

### 第 205 条

5 前条第 2 項の規定は、検察官が、第 37 条の 2 第 1 項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第 203 条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第 1 項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

(緊急逮捕と準用規定)

**第 211 条** 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第 199 条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

(現行犯逮捕と準用規定)

**第 216 条** 現行犯人が逮捕された場合には、第 199 条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

### 犯罪捜査規範

(司法警察員の処置)

### 第 130 条

2 司法警察員は、刑訴法第 37 条の 2 第 1 項に規定する事件について前項第 2 号に掲げる処置をとるに当たっては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 引き続き勾留を請求された場合において、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができること。

二 裁判官に対して弁護人の選任を請求する場合は、刑訴法第 36 条の 2 に規定する資力申告書を提出しなければならないこと。

三 被疑者の資力が 50 万円以上であるときは、あらかじめ、第 1 号の勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならないこと。

3 司法警察員は、刑訴法第 37 条の 2 第 1 項に規定する事件以外の事件について第 1 項第 2 号に掲げる処置をとるに当たっては、被疑者に対し、刑訴法第 209 条の規定により準用する刑訴法第 78 条第 1 項の申出ができる旨を教示しなければならない。